六ケ所再処理工場 品質保証の実施結果及び 常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書 (平成20年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成20年度の品質方針を設定し、電子掲示板により全社員に周知した。 (品質方針の設定、周知は平成19年度下期に実施。)

4月7日、「品質保証大会」を開催し、当社社員及び協力会社の社員へ品質方針を再 度周知した。

また、社長は、平成20年度の品質方針を6月26日に改正し、6月30日、電子 掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成20年度の品質目標を設定し、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。(平成20年度品質目標の設定、周知は平成19年度下期に実施。)

また、品質保証室長は、平成20年度の品質目標を8月11日に改正し、9月9日、 電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成20年度の品質目標を設定し、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。(平成20年度品質目標の設定、周知は平成19年度下期に実施。)また、再処理事業部長は、平成20年度の品質目標を8月11日に改正し、同日、文書により再処理事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

(品質保証室、再処理事業部)

実施状況: 社長は、品質保証室、再処理事業部の第1回レビューを8月1日に実施 した。

実施結果:第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成 状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステムが適切に機能していることを確認した。」と評価した。 また、品質保証室、再処理事業部の前回までの指示事項に対する実施状況を確認した。

平成20年度の品質保証室、再処理事業部の品質目標については、「品質方針」の改正を受けて、適切に見直し手続きがなされていることを確認した。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書(品質保証室)」及び関連

規定(以下、「規定類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を適切に管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び 関連規定(以下、「規定類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及 び記録を適切に管理した。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、規定類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(6)調達

再処理事業部長は、規定類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

期間中(上期)の内部監査はなし。(下期に実施予定)

(再処理事業部)

実施状況:再処理事業部保安監査部長は、規定類に従い、監査計画に基づいて、各部 署に対する内部監査を実施した。

実施結果:品質保証標準類に従い業務が進められているか監査を行い、不適合の未然防止及びプロセスの実効性・有効性を適切に保つための要望事項、業務をより的確に実施する観点からの気付き事項がいくつか見られたが、品質マネジメントシステムのPlan(計画) -Do(実施) -Check(評価) -Act(改善) サイクルが適切に展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

再処理事業部長は、規定類に従い、不適合を確実に識別し、適切に処置及び記録した。 期間中(上期)に発生した不適合等の件数:175件

(9) 是正処置及び予防処置

再処理事業部長は、規定類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を 行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、規定類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中(上期)に予定していた品質保証マネジメント会議は下期に開催することとした。

(2) 管理者レベルの連絡会

期間中(上期)の開催はなし。

(3) ヒューマンエラー防止小集団活動について

・2008年度の小集団活動については、昨年度に引続きヒューマンエラー等のトラブル防止に係るテーマを選定し、再処理事業部においては157チームを編成し、 各小集団毎にテーマ解決に向けた活動を協力会社と一体となって実施している。

(4) 再処理事業部と協力会社との連携

- ・再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業部)を6回開催し、安全 パトロールを5回開催して、安全衛生等について協力会社と協議を行い、協力会社 との双方向のコミュニケーションを図った。
- ・再処理事業部品質管理部長は、再処理事業部品質保証連絡会を6回開催して、協力 会社との双方向のコミュニケーションを図った。
- ・再処理事業部品質管理部長は、現場作業環境の整備状況の確認等をテーマに協力会 社と合同の品質保証パトロールを11回開催した。

3. その他

(1) 品質保証大会の開催

・4月7日に全社員を対象とした「品質保証大会」を開催した。 (参加者:約1,100名 協力会社社員含む)

(2) 特別品質安全集会の開催

・5月12日に全社員を対象とした「特別品質安全集会」を開催した。

(参加者:約1,300名 協力会社社員含む)

- Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果等
- 1. 常設の第三者外部監査機関の監査

実施状況:ロイド・レジスター・ジャパン(有)による平成20年度第1回第三者 定期監査を7月22日、7月23日に室部門の監査を、8月5日から8日 に再処理事業部の監査を受けた。

監査結果:(総合所見)

今回の定期監査においては、室部門及び再処理事業部では主として「改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認」が実施され、更に再処理事業部では「問題点(不適合、ヒヤリハット等)を観察・経験した場合の対応状況」、「品質マネジメントシステム(QMS)視点での運転・保守に係わる対応状況」に関する監査が「現場監査」を含めて実施された。監査結果は、「全体として、品質マネジメントシステムは総じて良好に機能していると判断する」との評価が得られ、品質保証活動のPlan(計画)ーDo(実施)ーCheck(評価)ーAct(改善)展開が維持・継続され、「現場監査」についても良好な状況との評価を得た。

(品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室)

文書監査、実地監査においても「指摘事項」はなく、「品質保証室自体が 被監査側となる監査の実施計画書発行責任の明確化」等、「観察事項」が 1件、「提言事項」が3件あった。

(再処理事業部)

文書監査、実地監査においても「指摘事項」及び「観察事項」はなく、「議事録をすべての出席者に配布することを規定に明記」等、「提言事項」が4件あった。

(監査報告書については平成20年10月9日に提出済)

- ①平成20年度第1回定期監査報告書(全体総括)
 - (W01774823 号-0) (平成 20 年 9 月 12 日ロイト・レシ゛スター・シ゛ャハ゜ン(有))
- ②平成20年度第1回定期監査報告書(その1)「室」部門の監査結果 (W01774823 号-1) (平成20年9月12日ロ仆・レンデスター・シディハ・ン(有))
- ③平成20年度第1回定期監査報告書(その2)再処理事業部の監査結果 (W01774823 号-2) (平成20年9月12日ロイド・レジスター・ジャパン(有))

2. 品質保証に係る顧問会

①第9回顧問会を5月23日に開催した。

以上